



令和8年度

# 神川町水道事業 水質検査計画



神川町マスコットキャラクター  
「神じい」と「なっちゃん」

神川町上下水道課

## 水質検査計画とは

水質検査は、水道水が水質基準に適合し、安全であることを確認するために不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化や透明性を確保するために水質検査項目等を定めたものです。神川町上下水道課では、水道法施行規則に基づき、令和8年度水質検査計画を次のとおり策定しましたので公表します。

### 水質検査計画の内容

1. 水質検査の基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水道の原水及び浄水の状況
4. 水質検査地点
5. 水質検査項目と検査頻度
6. 水質検査方法
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査の委託
9. 水質検査計画及び水質検査結果の公表
10. 水質検査の精度管理と信頼性の確保
11. 関係機関との連携
12. 評価と見直し

## 1.水質検査の基本方針

- (1) 検査地点は、水質基準が適用される給水栓及び水源とします。
  - (2) 検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目（全 51 項目）とします。水道水質管理上留意すべき項目として設定されている水質管理目標設定項目については、必要に応じ検査を行います。
  - (3) 検査頻度は次のように定めます。
    - ・水道法に基づき、色・濁り・残留塩素の検査を 1 日 1 回行います。  
また、水道法に基づき一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（toc）、pH 値、味臭気、色度及び濁度を月 1 回、消毒副生成物等の検査は年 4 回行います。
    - ・給水栓の水が常に安定して良好であり、水質基準を十分に満足していることから、水道法により 3 年間に 1 回まで減じることが可能な項目についても、水道水の安全性を確認するため年 1 回以上検査を行います。
- ※県営水道受水施設における水質検査は、埼玉県企業局が実施する水質検査をもって代えます。

## 2. 水道事業の概要

### (1) 経過

平成 18 年 1 月 1 日の町村合併により神川町は誕生しました。

旧神川町の区域では、昭和 42 年 7 月に水道事業の認可をうけ、昭和 45 年に 2 つの簡易水道事業を統合して神川町水道事業が発足しました。平成 12 年には水の安定供給を目的に、県水の受水を開始しています。

旧神泉村の区域では、昭和 38 年から簡易水道事業の整備を始め、4 つの簡易水道事業を整備しました。

町村合併以降、神川町水道事業と簡易水道事業を並行して運用していましたが、平成 27 年に事業を統合し、現在に至っております。

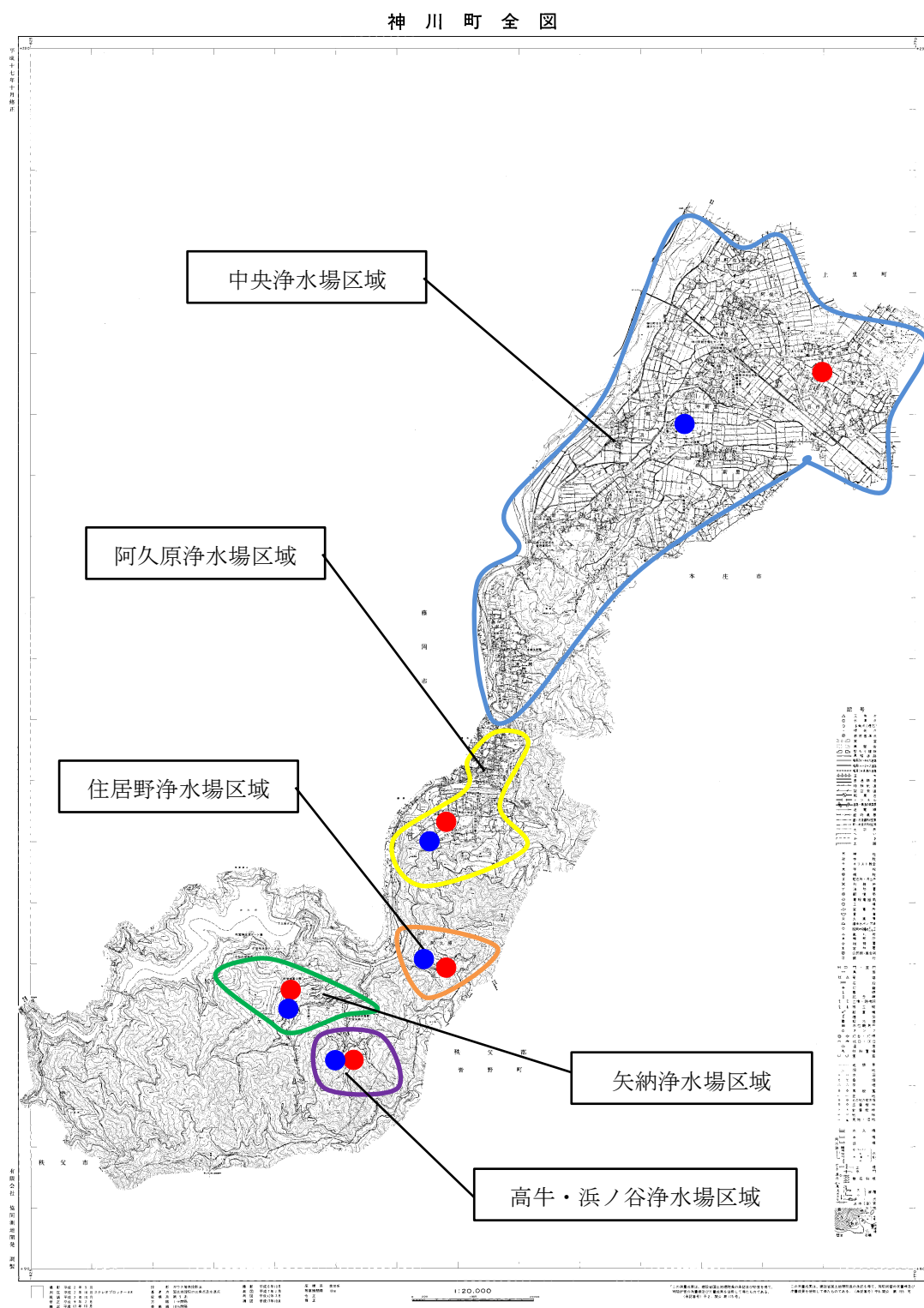
### (2) 事業の概要（令和 6 年度）

給水人口	12,598 人
普及率	99.20%
給水戸数	5,643 戸
計画一日最大給水量	6,540 m <sup>3</sup> /日
1 日最大給水量（実績）	6,355 m <sup>3</sup> /日
1 日平均給水量（実績）	4,885 m <sup>3</sup> /日

### (3) 浄水施設

浄水場名	所在地
①中央浄水場	神川町大字新宿地内 5 5 5 番地 2
②阿久原浄水場	神川町大字上阿久原 3 6 4 番地
③住居野浄水場	神川町大字下阿久原 1 2 1 2 番地 3
④高牛・浜ノ谷浄水場	神川町大字上阿久原 1 5 8 4 番地 4
⑤矢納浄水場	神川町大字矢納 1 1 7 8 番地 2

#### (4) 施設の位置及び給水区域



※ 「●印」は定期検査地点、「●印」は毎日検査地点を表しています。

### 3. 水道の原水及び浄水の状況

旧神川町の中央浄水場の水源は、区域内 8 本の井戸（深さ 10m）から取水する地下水と、埼玉県営水道（行田浄水場）からの受水で成っています。県水の受水量は 1 日 2,400 m<sup>3</sup>で、依存度は約 5 割となっています。

旧神泉村区域の 4 つの浄水場では、伏流水及び表流水を取水しています。

いずれの浄水施設においても、これまでの水質検査結果において水質基準を十分に満たしており、安全な水道水を供給しています。

### 4. 水質検査地点

#### (1) 毎日検査

毎日行う水質検査は、次の地点の給水栓（蛇口）から採水して行います。

区 域	採 水 場 所
中央浄水場区域	町職員個人宅（神川町大字新里地内）
阿久原浄水場区域	町職員個人宅（神川町大字上阿久原地内）
住居野浄水場区域	地区班長様宅（神川町大字下阿久原地内）
高牛・浜ノ谷浄水場区域	町職員両親宅（神川町大字矢納地内）
矢納浄水場区域	町職員個人宅（神川町大字矢納地内）

#### (2) 定期検査

定期的に行う水質検査は、次の地点の給水栓（蛇口）から採水して行います。

○給水栓（蛇口）

区 域	採 水 場 所
中央浄水場区域	八日市集会所（神川町大字八日市地内）
阿久原浄水場区域	いこいの広場（神川町大字下阿久原地内）
住居野浄水場区域	住居野集落センター（神川町大字下阿久原地内）
高牛・浜ノ谷浄水場区域	浜ノ谷公衆トイレ（神川町大字矢納地内）
矢納浄水場区域	城峯公園（神川町大字矢納地内）

※採水場所は、各水系の末端付近かつ採水に支障がない場所を選定。

○水源（伏流水・表流水）の採取地点

区 域	採 水 場 所
中央浄水場区域	1号井戸（神川町大字新宿地内）
	2号井戸（神川町大字新宿地内）
	3号井戸（神川町大字新宿地内）
	4号井戸（神川町大字新宿地内）
	5号井戸（神川町大字新宿地内）
阿久原浄水場区域	浄水場内（神川町大字上阿久原地内）
住居野浄水場区域	浄水場内（神川町大字下阿久原地内）
高牛・浜ノ谷浄水場区域	浄水場内（神川町大字上阿久原地内）
矢納浄水場区域	浄水場内（神川町大字矢納地内）

## 5. 水質検査項目および検査頻度

### （1）給水栓（別表「水質検査表－給水栓」の検査項目）

- ①水道法により、概ね1ヶ月ごとに行うことが義務づけられており省略の不可能なNo.1、2、38、46～51の9項目は、毎月1回検査を行います。
- ②水道法により、概ね3ヶ月ごとに行うことが義務づけられているNo.9、10、11、12、21～31、39、40、PFOS、PFOAの項目は、年4回検査を行います。
- ③上記（①及び②）以外の項目は、過去3年間の検査結果において基準値の10分の1以下であるため、年1回検査を行います。

### （2）クリプトスポリジウム等対策指針に基づく項目

「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（平成19年3月30日付け健水発第0330005号通知）に基づき、水源における指標菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）検査を毎月1回行います。また、クリプトスポリジウム等（クリプトスポリジウム及びジアルジア）の検査は、水源の汚染レベル等を考慮し検査対象地点を選定した上で原水検査を年1回行います。

### (3) 放射性物質に関する検査

放射性物質検査平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に関連した水道水中の放射性物質への対応については、厚生労働省健康局水道課長通知「水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について」（平成 24 年 3 月 5 日付け健水発 0305 第 2 号通知）に基づき、水道水の安全性を確認するため、3 ヶ月に 1 回の頻度で検査を実施します。

○放射能物質の検査（放射性セシウム 134Cs、137Cs）

区 域	採 水 場 所
中央浄水場区域	中央浄水場内（神川町大字新宿地内）
阿久原浄水場区域	いこいの広場（神川町大字下阿久原地内）
住居野浄水場区域	住居野集落センター（神川町大字下阿久原地内）
高牛・浜ノ谷浄水場区域	浜ノ谷公衆トイレ（神川町大字矢納地内）
矢納浄水場区域	城峯公園（神川町大字矢納地内）

※中央浄水場内については、3 ヶ月に 1 回、その他の施設については 12 か月に 1 回検査を実施する。

## 6. 水質検査方法

水質基準項目および水質管理目標設定項目の検査方法は、国が定めた水道水の検査方法によって行います。なお、その他の項目の検査方法は、上水試験方法（日本水道協会）等によって行います。

## 7. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、次のような場合に行います。

- イ. 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ロ. 水源に異常があったとき。
- ハ. 水源、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ニ. 浄水課程に異常があったとき。
- ホ. 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- ヘ. その他、特に必要があると認められたとき。

## 8. 水質検査の委託

水質検査計画に基づく検査を水道法第 20 条第 3 項に係る国土交通大臣及び環境大臣の登録検査機関に委託して行います。

## 9. 水質検査計画および水質結果の公表

水質検査計画および水質検査結果については、町のホームページで公表します。

## 10. 水質検査の精度管理と信頼性の確保

神川町では、水質検査の測定値の信頼性を確保するため、委託検査項目について正確かつ精度の高い検査に留意します。

原則として、水質基準項目の 10 分の 1 の定量下限値を確保します。

### 11. 関係者機関との連携について

水道水に関する水質事故が発生した場合は、埼玉県及び関係機関、埼玉県企業局及び水道法第 20 条第 3 項に係る国土交通大臣及び環境大臣の登録検査機関と連携し対応します。

### 12. 評価と見直し

水質検査結果の評価は、検査ごとに水質基準に適合しているかどうかの判定を行います。

水質検査計画は、毎年給水栓（蛇口）の水質検査結果の評価、環境省の水質基準等の改正、並びに皆様からのご意見を基に検討を行い、検査項目や検査頻度について毎年度見直しを行います。

## (別表)

水質検査表—旧神川地区（給水栓）

区分	No.	水質検査項目名	水質基準	検査頻度 (回/年)		
健康に関する項目	病原生物の指標	1	一般細菌	100個/mL以下	12	
		2	大腸菌	検出されないこと		
	無機物質	3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	1	
		4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	1	
		5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	1	
		6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	1	
		7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	1	
		8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	1	
		9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	4	
		10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	4	
		11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	4	
		12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	4	
		13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	1	
		有機物質	14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	1
			15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	1
	16		シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1	
	17		ジクロロメタン	0.02mg/L以下	1	
	18		テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	1	
	19		トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	1	
	20		ベンゼン	0.01mg/L以下	1	
	消毒副生成物	21	塩素酸	0.6mg/L以下	4	
		22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	4	
		23	クロロホルム	0.06mg/L以下	4	
		24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4	
		25	ジプロモクロロメタン	0.1mg/L以下	4	
		26	臭素酸	0.01mg/L以下	4	
		27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	4	
		28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4	
		29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	4	
		30	プロモホルム	0.09mg/L以下	4	
		31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	4	
水道水が有すべき性状に関する項目	着色	32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	1	
		33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	1	
		34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	1	
		35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	1	
	味	36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	1	
	着色	37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	1	
		38	塩化物イオン	200mg/L以下	12	
	味	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	4	
		40	蒸発残留物	500mg/L以下	4	
	発泡	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	1	
	臭気	42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	1	
		43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	1	
	発泡	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	1	
	臭気	45	フェノール類	0.005mg/L以下	1	
	味	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	12	
	基礎的性状	47	pH値	5.8以上8.6以下		
		48	味	異常でないこと		
		49	臭気	異常でないこと		
50		色度	5度以下			
51		濁度	2度以下			
-	-	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）	0.00005mg/L以下	4		
	-	ペルフルオロオクタタン酸（PFOA）	0.00005mg/L以下	4		
	-	ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）	0.00005mg/L以下	1		

水質検査表－旧神川地区（原水）

区分	No.	水質検査項目名	水質基準	検査頻度 (回/年)		
健康に関する項目	病原生物の指標	1	一般細菌	100個/mL以下	1	
		2	大腸菌	検出されないこと		
	無機物質	3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下		
		4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下		
		5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下		
		6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下		
		7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下		
		8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下		
		9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下		
		10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下		
		11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下		
		12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下		
		13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下		
		有機物質	14	四塩化炭素		0.002mg/L以下
			15	1,4-ジオキサン		0.05mg/L以下
	16		シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下		
	17		ジクロロメタン	0.02mg/L以下		
	18		テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		
	19		トリクロロエチレン	0.01mg/L以下		
	20		ベンゼン	0.01mg/L以下		
	消毒副生成物	21	塩素酸	0.6mg/L以下		-
		22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下		-
		23	クロロホルム	0.06mg/L以下		-
		24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下		-
		25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下		-
		26	臭素酸	0.01mg/L以下		-
		27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下		-
		28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		-
		29	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下		-
		30	ブromホルム	0.09mg/L以下		-
		31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下		-
水道水が有すべき性状に関する項目	着色	32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	1	
		33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下		
		34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下		
		35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下		
	味	36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下		
	着色	37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下		
	味	38	塩化物イオン	200mg/L以下		
		39	カルシウム,マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下		
		40	蒸発残留物	500mg/L以下		
	発泡	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下		
	臭気	42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下		
		43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下		
	発泡	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下		
	臭気	45	フェノール類	0.005mg/L以下		
	味	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下		
基礎的性状	47	pH値	5.8以上8.6以下			
	48	味	異常でないこと			
	49	臭気	異常でないこと			
	50	色度	5度以下			
	51	濁度	2度以下			
-	-	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）	0.00005mg/L以下	1		
	-	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOA）	0.00005mg/L以下	1		
	-	ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）	0.00005mg/L以下	-		
	-	指標菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）	-	12		
	-	クリプトスポリジウム	-	1		
	-	ジアルジア	-	-		

水質検査表—旧神泉地区（給水栓）

区分	No.	水質検査項目名	水質基準	検査頻度 (回/年)	
健康に関する項目	病原生物の指標	1	一般細菌	100個/mL以下	12
		2	大腸菌	検出されないこと	
	無機物質	3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	1
		4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	1
		5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	1
		6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	1
		7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	1
		8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	1
		9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	4
		10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	4
		11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	4
		12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	4
		13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	1
	有機物質	14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	1
		15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	1
		16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1
		17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	1
		18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	1
		19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	1
		20	ベンゼン	0.01mg/L以下	1
	消毒副生成物	21	塩素酸	0.6mg/L以下	4
		22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	4
		23	クロロホルム	0.06mg/L以下	4
		24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4
		25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	4
		26	臭素酸	0.01mg/L以下	4
		27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	4
		28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4
		29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	4
		30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	4
		31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	4
水道水が有すべき性状に関する項目	着色	32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	1
		33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	1
		34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	1
		35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	1
	味	36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	1
	着色	37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	1
		38	塩化物イオン	200mg/L以下	12
	味	39	カルシウム,マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	4
		40	蒸発残留物	500mg/L以下	4
	発泡	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	1
	臭気	42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	1
		43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	1
	発泡	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	1
	臭気	45	フェノール類	0.005mg/L以下	1
		46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	12
基礎的性状	47	pH値	5.8以上8.6以下		
	48	味	異常でないこと		
	49	臭気	異常でないこと		
	50	色度	5度以下		
	51	濁度	2度以下		
-	-	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）	0.00005mg/L以下	4	
	-	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOA）	0.00005mg/L以下	4	
	-	ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）	0.00005mg/L以下	1	

水質検査表—旧神泉地区（原水）

区分	No.	水質検査項目名	水質基準	検査頻度 (回/年)	
健康に関する項目	病原生物の指標	1	一般細菌	100個/mL以下	1
		2	大腸菌	検出されないこと	
	無機物質	3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	
		4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	
		5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	
		6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	
		7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	
		8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	
		9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	
		10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	
		11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	
		12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	
		13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	
	有機物質	14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	-
		15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	
		16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
		17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	
		18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
		19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	
		20	ベンゼン	0.01mg/L以下	
	消毒副生成物	21	塩素酸	0.6mg/L以下	
		22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	
		23	クロロホルム	0.06mg/L以下	
		24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	
		25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	
		26	臭素酸	0.01mg/L以下	
		27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	
		28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	
		29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	
		30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	
		31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	
水道水が有すべき性状に関する項目	着色	32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	
		33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	
		34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	
		35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	
	味	36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	1 ※①
	着色	37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	
	味	38	塩化物イオン	200mg/L以下	1
		39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	
		40	蒸発残留物	500mg/L以下	
	発泡	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	
	臭気	42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	
		43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	
	発泡	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	
	臭気	45	フェノール類	0.005mg/L以下	
		46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	
基礎的性状	47	pH値	5.8以上8.6以下		
	48	味	異常でないこと		
	49	臭気	異常でないこと		
	50	色度	5度以下		
	51	濁度	2度以下		
-	-	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）	0.00005mg/L以下	1	
	-	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOA）	0.00005mg/L以下	1	
	-	ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）	0.00005mg/L以下	-	
	-	指標菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）	-	12	
	-	クリプトスポリジウム	-	-	
	-	ジアルジア	-	4	

※① 阿久原地区原水のみ毎月実施

## お問い合わせ

〒367-0235

埼玉県児玉郡神川町大字新宿555-2

神川町上下水道課 電話 0495-77-3781

FAX 0495-77-1491

Eメール [suidou@town.kamikawa.saitama.jp](mailto:suidou@town.kamikawa.saitama.jp)